

2022年6月30日

2022年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDC Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2022年度国立研究開発法人国立がん研究センター調達等合理化計画を、以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立がん研究センターにおける2021年度の契約状況（国立がん研究センター会計規程第39条第5項によるものを除く）は、表1のとおりであり、契約件数は798件、契約金額は314.7億円である。また、競争性のある契約は469件（58.8%）、254.7億円（80.9%）、競争性のない随意契約は329件（41.2%）、60.0億円（19.1%）である。

2021年度においては、2020年度と比較して、競争性のある契約については、件数は+174件、金額は+121.9億円であった（件数+59.0%、金額+91.8%）。

件数増の要因としては、新規物品等の調達に係る競争契約の増加（約120件）等ためである。また、金額増の要因としては、中央病院棟の改修整備工事等（約10億円）、医療機器等調達（約18億円）、医事業務等の複数年契約（約34億円）等、高額の契約を締結したためである。

競争性のない随意契約については、件数は+6件、金額は▲30.0億円であった（件数+1.9%、金額▲33.3%）。競争性のない随意契約によらざるを得ない契約は、高額医療機器、システム等に係る保守契約、研究データ解析等業務（主に、厚生労働科学研究委託費及びがん研究開発費を財源とする研究、検査業務委託によるもの）である。

金額減の要因として、2020年度に高額医療機器等に係る保守の複数年契約（約31億円）等を締結したことが影響している。

表1 2021年度の国立がん研究センターの調達全体像（単位：件、億円）

	2020年度		2021年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	(46.0%)	(52.9%)	(57.9%)	(80.7%)	(+62.7%)	(+115.5%)
	284	117.8	462	253.9	+178	+136.1
企画競争・公募	(1.7%)	(6.7%)	(0.9%)	(0.3%)	(▲36.4%)	(▲94.7%)
	11	15.0	7	0.8	▲4	▲14.2
競争性のある契約（小計）	(47.7%)	(59.6%)	(58.8%)	(80.9%)	(+59.0%)	(+91.8%)
	295	132.8	469	254.7	+174	+121.9
競争性のない随意契約	(52.3%)	(40.4%)	(41.2%)	(19.1%)	(+1.9%)	(▲33.3%)
	323	90.0	329	60.0	+6	▲30.0
合計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(+29.1%)	(+41.2%)
	618	222.8	798	314.7	+180	+91.9

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の括弧書は、対前年度伸率の増減である。

(2) 国立がん研究センターにおける2021年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、一者応札・応募契約件数は232件(49.5%)、契約金額は73.4億円(28.8%)である。

前年度と比較して、一者による応札・応募件数は+80件の増、金額は+40.6億円の増である(件数は+52.6%)、金額は+123.8%。要因としては、競争性のある契約全体が増加したことが主な要因である。なお、前年度と比較して競争性のある契約全体に占める一者応札・応募件数の割合は▲2.0%減少している。また、前年度と比較して競争性のある契約全体に占める一者応札・応募金額の割合は、前年度と比較して+4.1%増加している。金額の割合の増の要因として、業務委託等の高額の競争契約において一者応札・応募であったことが影響していたと思われる。

表2 2021年度の国立がん研究センターの一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		2020年度	2021年度	比較増▲減
2者以上	件数	143 (48.5%)	237 (50.5%)	+94 (+65.7%)
	金額	100.0 (75.3%)	181.3 (71.2%)	+81.3 (+81.3%)
1者	件数	152 (51.5%)	232 (49.5%)	+80 (+52.6%)
	金額	32.8 (24.7%)	73.4 (28.8%)	+40.6 (+123.8%)
合計	件数	295 (100.0%)	469 (100.0%)	+174 (+59.0%)
	金額	132.8 (100.0%)	254.7 (100.0%)	+121.9 (+91.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、業務委託、一般競争(総合評価落札方式)及び公募型企画競争について、それぞれの状況に即した調達をすることとする。

(1) 複数の施設間の共同入札等の実施による調達の効率化

2021年度において、委託契約のうち、各地区(築地・柏)共通する業務の委託契約に関し、一括で入札及び契約を行うことで経費縮減効果があったことから、引き続き一括契約又は共同入札ができる可能性があるものについて検討していく。

また、前年度までに共同入札等を実施した契約のうち、人員確保等の理由から競争性を確保することができなかった契約等については、各地区における契約に係る事務処理の効率化等を検討していくとともに、委託業務の仕様書、契約価格等の情報共有による調達の効率化を図ることを検討していく。【当該取組により、経費等の節減と事務処理の効率化を図る。】

物品の購入等に係る契約のうち、国立研究開発法人等の間において、医薬品等の共同購入による調達の効率化を図ることを検討していく。

(2) 業務委託に関する調達

業務委託に関する調達について、入札に係る仕様書に基づいて応札金額を見積する時間的余裕がない、契約締結から履行開始までの業務準備期間が十分に確保されていない、または競争参加資格において、配置する有資格者等に関する条件を満たしていない等の理由から、入札に参加できなかった業者があったため、以下の①から⑥までの取組について、契約ごとにその可否等を検討している。【当該取組により、競争契約に占める一者応札割合を、前年度程度を下回る。】

- ① 原則、入札公告期間を20営業日（4週間）以上確保する。
- ② 契約締結から履行開始までの準備期間を十分（業務形態により1か月～6か月程度）に確保する（研究関連業務を除く）。
- ③ 競争参加資格の見直（見直す項目等は業務内容による）により、競争性の向上を図る。
- ④ 仕様書に定める業務内容について、要求部署、現行請負業者等に対して、聞き取り調査を実施したうえで、業務内容の必要性を精査し、必ずしも必要としないと判断される業務を削除する等、仕様書の見直により、経費の縮減を図るとともに、仕様内容の充実及び事務処理の効率化を図る。
- ⑤ 前年度まで単年契約であったものについて、複数年契約に変更すること及び他法人等の入札参加状況等から、新たに参加可能な業者がないか確認することにより、競争性を確保する。
- ⑥ 高額医療機器、システム等に係る保守について、保守の対象となる物品等を調達するときに、併せて競争に付すことを検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の低減を図る。

（3）物品に関する調達

物品の調達に関する仕様書については、できる限り特定のメーカー、業者のみが応札できる内容とならないように留意し、競争性の確保及び癒着等の不正行為の抑止に努める。

また、システムに関する調達については、システム構築に要する人員の業務実績等を報告することを仕様書に明記して、システム構築に係る費用の適正性の確保に努める。

（4）契約審査委員会等における検証結果に基づく見直

継続する随意契約、一者応札・応募案件等については、契約審査委員会、契約監視委員会等において仕様書や調達手法等について検証を行っているが、引き続き検証結果に基づいて契約方法等の見直を行いながら、競争性の確保に努める。

（5）一者応札の要因分析について

研究業務に関する契約は、それぞれの研究固有の特性を有し、一定以上の精度や秘匿性が求められること等から、一般競争に付したときに一者のみの応札となる傾向にある。

入札の説明を受けたうえで入札に参加しなかった者に対しては、任意の聞き取り調査を実施し、参加しなかった要因を把握、分析し、改善策を検討していく。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

（1）発注・契約に関する意思決定手続等（執行統制体制）の構築と運用の確立

各調達案件の実施に関する意思決定手続等については、投資委員会において、一定規模以上の調達全ての案件の必要性及び投資対効果について審議決定する他、部門ごとの調達案件実施決定手続及び調達案件の発生情報や執行状況の把握等を行う内部統制体制を構築しており、2022年度においても、引き続きその運用が確実かつ効率的に行われるよう努めていく。

（2）競争性を確保した業者の選定

2回以上連続して一者応札・応募となった契約案件については、契約監視委員会においてフォローアップを行い、その要因分析や改善を図ることとしており、引き続き当該委員会において、一者応札・応募の要因を検証し、複数者が応札・応募できるよう検討を行っていく。

（3）随意契約に関する内部統制の確立

一定額（500万円）以上の随意契約案件については、法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとなっている。【2021年度における契約審査委員会での随意契約点検件数は149件】

（4）発注者以外の職員の立会いによる検収の徹底

検収については、内部規程に、理事長及び内部規程に定める契約者又は検収の委託を受けた

者（以下、「検収者」という。）は、売買契約、請負契約又はその他の契約について給付の確認をするため、検収を行うこと、契約金額が500万円を超える契約に係る給付の完了の確認をした場合は、検査調書を作成することが定められている。

検収については、発注する調達事務担当者の他、発注を依頼した部門の担当者が検収することにより、契約に係る給付の完了を適正に確認する体制を整備しており、2022年度においても、引き続き検収が確実に行われるよう努めていく。

また、検収者は、検収をしたときに、契約に係る給付の完了を確認した書類に検収した日付及び検収者名を明記することとする。

（5）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費による物品（100万円未満の少額物品）の購入について、電子入札システムを活用することにより、適正化及び効率化を図り、手続の透明性、公正性を最大限に確保し、研究費の適正経理に努めていく。
- ② 研究費の不正使用の防止及び適正な執行を行うために、研究費執行マニュアルを2012年度に作成し、必要に応じて改定（最終改定：2022年2月）して研究費の適正な運用、管理に努めている。

（6）その他

上記（1）～（5）の他、不正行為、不祥事等につながる恐れのある事項が新たに認められた場合は、調達等合理化検討会等において、その防止策に関し、隨時、検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告して、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定等に反映させるものとする。

5. 調達等合理化の推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、統括事務部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	統括事務部長
副総括責任者	副統括事務部長、財務経理部長
構成員	築地C財務経理課長、柏C財務経理課長、築地C企画経営課長、柏C企画経営課長、築地C調達課長
事務局	調達課長補佐、調達第一係長、調達第二係長

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2回以上連續の一者応札・応募案件）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、国立がん研究センターのホームページにおいて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。